

令和7年度 北海道美唄聖華高等学校寄宿舍 入舎募集要項

本校は遠隔地の女子生徒を対象とした寄宿舍「若草寮」があります。若草寮は学校敷地内にあり衛生看護科1学年から3学年が生活しています。寮生活は、寮長を中心に全員が規則を遵守し、限られた環境の中で、互いに思いやりをもって生活しなければなりません。例年、寮生活に馴染めず苦勞する生徒がいます。本人の特性と健康状態を十分お考えいただき、よくご検討された上で申込をしてください。

1. 概要

若草寮：定員 80 名、他学年と2名1室の共同生活です。A棟 B棟それぞれ2階建て、各階にトイレ・洗面所・洗濯室があり、1階に食堂・お風呂があります。いずれも時間や順番による共同使用です。

2. 運営

- (1) 「学校教員（主に舎務部）」と寮生の保護者が所属する「寄宿舍父母の会」が、寮生の生活を支援しています。学校教員は寮生の生活の大部分を支援していますが、宿日直については、校長が認めた外部職員も勤務しています。また、寮生の生活については、感染症や怪我などによる病院受診や集団生活が困難となった場合では、速やかに安全に帰省していただくため、保護者に迎えに来ていただきます。
- (2) 5日以上の連休時には閉寮します。（春休み、GW、夏休み、冬休み、入学選抜試験時など）
- (3) 食事は厨房委託業者により提供します。（個人事情による食費の返金はしていません）
- (4) 専攻科生の寮は、寮生数の減少から稼働していません。

3. 募集人数

若草寮：令和7年度衛生看護科1学年入学生 20名程度

4. 申込と受付期間

- (1) 北海道美唄聖華高等学校の出願とは別になります。
- (2) 本要項をご覧の上、ホームページから申込書をプリントアウトし、検査日当日に受付で提出してください。以後の申込みは受けられません。また、その後の募集はありません。

※ 原則、年度途中の退舎は認めておりません。

親元を離れての学校と寮の生活は、集団生活ゆえに多くの努力を要します。入舎に際しましては、3年間の寮生活を全うする心構えのもとに、本人の特性を踏まえて、よくご検討の上で応募ください。やむを得ず途中退舎の場合でも、厨房委託費など年間契約しているものに係る費用は全額お支払いいただきます。（年間一人あたり20万円程度）

5. 選考方法

- (1) 遠隔地寮であるため、学校から居住地の距離、登校所要時間を考慮し、遠方より順に決定します。
- (2) 学校周辺の下宿やアパートの紹介および斡旋はしておりませんので、入舎できなかった場合のことも考えて応募ください。選考から外れた場合は、誠に申し訳ありませんが、下宿・アパート等の賃貸主へ直接連絡し、各自でご契約ください

6. 選考結果の通知

- (1) 寄宿舍の入舎の可否は合格通知とともに送付します。
寄宿舍入舎に必要な物品などの案内も同封します。尚、電話での問合せは合格発表後からお答えできますので、郵便物の到着が遅くなる遠方からの希望者は電話で確認ください。
- (2) 入舎を辞退する場合は、令和7年3月24日（月）15時までに、保護者から本校へ直接電話連絡をしてください。休日及び祝日は電話連絡を受けることができませんのでご注意ください。電話連絡のない場合は、自動的に入舎手続きをさせていただきます。

7. 経費

入 舎 費	入舎の初めに1回、18,000円を納入していただきます。事務手続き、寮内の備品の使用（掃除機・洗濯機や電気ポット等の消耗品の維持・交換等）に充てられます。
舎 費 ※	舎費は生活費として前年度の動向から翌年の必要額を算出して年額を設定しています。年間費を10回に分割して寄宿舍父母の会が預託の形で徴収し、寄宿舍父母の会事務局（学校事務と舎務部）が運用します。 主な経費は、食費（厨房委託費・検食費等を含む）、光熱費、衛生材料費（トイレットペーパー、洗剤・消毒等）、行事・レクリエーション等の教養娯楽費に充てています。 <u>令和7年度は、年間800,000円を10回に分割（1回80,000円）し、預託していただきます。年度毎に3月末に精算し、4月に残金をお返しします。</u> （2・3月は原則、預託はありません。4月から翌年1月までの徴収で運用しています。なお、物価高騰状況によっては2月に追加徴収する場合があります。）
寄宿舍使用料	舎費とは別に寄宿舍使用料は、北海道が徴収するものです。月額3,480円を12ヶ月分、4月から3月まで毎月納入していただきます。詳しくは別紙を参照ください。

※個人の都合による舎費の返金は原則できません。

入院等でやむを得ない事情による長期の不在など、規約に基づき返金となる場合があります。

8. 保護者に協力いただく主な内容

感染・事故防止のため、以下のことをお願いしています。

- (1) 発熱等の健康問題により集団生活困難と判断される場合は、速やかに帰省をお願いしています。また、病院受診が必要な場合は、原則、保護者対応をお願いします。状況によっては、保護者には事後承諾とし受診させる場合がありますが、教員の付き添いはつかず、本人のみの受診となることもあります。
- (2) 帰省は、入舎時の登録先以外は許可していません。帰省時は、寮生の帰省届の提出と保護者からの電話連絡との照合により許可します。登録先以外の帰省および、授業時数にかかわる欠席が生じる場合は、保護者から担任への事前連絡をお願いいたします。
- (3) 帰省中、寮生だけで遠方に出かけることや、保護者不在での宿泊は認めていません。必ず、保護者監督をお願いいたします。止むを得ない事情による場合は、事前に保護者から学校（舎務部）へ事情をお知らせください。虚偽の報告の場合は、寮生活ではなく保護者管理の生活をお願いすることになります。
- (4) 門限(20時)と長期休み前の閉寮時間(16時30分)は厳守してください。また、帰省時においては、登校日の前日に必ず帰寮することを原則としています。事情により、前日に帰寮できない場合は、事前の保護者からの連絡が必要です。
- (5) 寮への荷物の配送は、舎監室で受け取ることができます。配送物が不明な物、送り主が不明な物は安全管理上、寮で受け取ることはできません。保護者が確認したものであれば、事前に連絡いただければ受け取ることは可能ですが、そうでない場合は、一度、保護者の方が受け取っていただき、再送していただくか、持参していただきますようご協力をお願いいたします。
- (6) 寮内への保護者の出入りは、原則、遠慮していただいておりますが、申し出により、食堂での面会は許可しています。
- (7) 寮生のアルバイトは学習専念の意味から禁止です。但し、夏休みや冬休みなどの帰省期間においては学校が認めるアルバイトについては認めています。

9. 問い合わせ

ご不明な点につきましては、学校に直接お問い合わせください。その際、「令和7年度の寄宿舍生募集にかかわる問い合わせ」と電話口でお申し出いただけますと、担当者につながります。

*連絡先 0126-64-2385（学校代表）舎務部

道立学校の寄宿舎使用料の納付について

道立学校における入寮者につきましては、寄宿舎使用料を徴収することとなっており、寄宿舎使用料の未納者に対しては「北海道立学校授業料等未納対策事務取扱要領」及び「北海道立学校授業料等未納者に対する聴聞実施要領」により、厳正に対応することとしております。

長期間にわたって支払意思を示さない悪質な場合には、裏面の別表「道立学校寄宿舎使用料の未納者に対する取扱い」のとおり、退舎処分等を行うこととしておりますので、入舎される場合には、毎月の納入期限を守って納入していただきますよう、お願いいたします。

道立学校寄宿舎使用料の未納者に対する取扱い

2か月分 未納の場合	納付通知書を送付するとともに、電話による催告を行う。 家庭への電話で連絡がとれない場合には、職場への電話とする。さらに、家庭訪問を行う。
3か月分 未納の場合	保護者の来校を求めて、面接による催告を行うとともに、退舎処分の予告を行う。 保証人には、保護者あて通知文の写しを送付する。 なお、保護者が面接に応じない場合には、電話や家庭訪問による催告を行う。
4か月分 未納の場合	保護者の来校を求めて、面接による催告を行うとともに、退舎処分の予告を行い、未納額の納付計画書（滞納確認書・納付計画書）の提出を求める。 保証人には、保護者あて通知文の写しを送付する。 なお、保護者が面接に応じない場合には、電話や家庭訪問による催告を行う。
5か月分 未納の場合	保護者の来校を求めて、面接による催告を行うとともに、退舎処分の最終予告を行い、「授業料等未納に係る弁明書」の提出を求める。 未納額の納付計画書が未提出の場合には、その提出を求める。 保証人には、保護者あて通知文の写しを送付する。 なお、保護者が面接に応じない場合には、電話や家庭訪問による催告を行う。
6か月分 未納の場合	弁明書が未提出の場合や、弁明が正当でないと校長が判断した場合には、聴聞（意見陳述の機会）の実施を通知し、聴聞を実施した後に、退舎処分とする。 寄宿舎使用料免除に該当するなど、弁明が正当なものと校長が判断した場合には、関係書類の提出を求める。
卒業、退学時等に 未納がある場合	①電話や家庭訪問による催告を行うとともに、最終的な納付通知書を送付し、簡易裁判所への支払督促申立ての予告を行う。 ②期限までに納付されない場合には、簡易裁判所へ支払督促の申立てを行い、最終的には、強制執行（給与や財産の差押え）を行う。

舎費の納付について

北海道美唄聖華高等学校寄宿舎規則に基づき必要経費（舎費）は年間定められた額を分割し、授業料口座振替名義の預金口座に預託して頂きます。入舎期間は原則として1年間とし、特別の事情がない限り年度途中の退舎は認められませんが、「理由なく舎費を6ヶ月以上滞納したとき」は退舎を命ずる場合もあり、未納者に対しては「道立学校寄宿舎使用料の未納者に対する取扱い」と同様に、厳正に対応することとしております。入舎される場合には、毎月の納入期限を守って納入していただきますよう、お願いいたします。